

地方整備局等における入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律等の周知その他官紀の保持のための取組みの状況

(監察内容)

平成14年7月31日に公布され、平成15年1月6日に施行された「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」(平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。)の職員への周知状況に関して監察を実施。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)等に基づく談合等不正発生防止のための諸施策の執行状況に関して監察を実施。あわせて、その他の官紀の保持のための取組状況に関して監察を実施。

1. 報 告

(1) 入札談合等関与行為防止法の周知状況

地方整備局等の幹部職員に対しては、平成14年6月4日付け官房人事課長事務連絡に基づく講習会等により、外部から講師を招き、入札契約適正化法、刑法、独占禁止法等のほか入札談合等関与行為防止法についてもきめ細かく説明。このほか北海道開発局及び四国地方整備局では、いくつかの幹部対象の職員研修の研修科目に入札談合等関与行為防止法を追加。

幹部職員以外に対する周知は、一部職員研修の研修科目への追加や地方公共工事契約業務連絡協議会の講習会への職員参加など地方整備局等により様々。

事務所等の取組みは、上部機関からの通知等の所内回覧・配布、書籍の購入等及び副所長等対象の講習会等の所内課長会議への報告など。事務所等が独自で行う継続的な取組みはなし。

(2) 入札契約適正化法等に基づく談合等の防止

1) 発注の見通しの公表、入札及び契約の過程・内容の公表の状況

- ・ インターネットによる公表を調査。インターネットによる公表は、「入札情報サービス」(港湾空港以外はPPI、港湾空港はPAS)を利用。平成16年3月1日のアクセス数は、PPI525万件、PASは61万件。
- ・ データ入力、発注の見通し及び入札公告等は公表時に間に合うように、入札結果は落札後速やかに行われていた。

2) 入札監視委員会の運営状況

- ・ 各地方整備局等の平成14年度、15年度の入札監視委員会審議対象事案抽出件数は、前回調査の平成12年度、13年度の件数と比べ増加。抽出率も向上。
- ・ 各入札監視委員会とも、委員には大学教授や弁護士などが選任され、中立・公正な立場で客観的な審査が行われており、丁寧な検証がなされていた。

3) 公正入札調査委員会の運営状況

- ・ 談合情報マニュアルでは、寄せられた談合情報の信憑性や工事費内訳書のチェックで判明した談合疑義事実などを審議し、疑義のある案件については、公正取引委員会への通報、業者の事情聴取などを行う。
- ・ 平成14年度及び15年度調査月までの公正入札調査委員会の開催件数は57件。うち12件について入札が取り止めにされていた。工事費内訳書による談合疑義事実の発見は11件。公正取引委員会への通報、業者の事情聴取、誓約書の提出などマニュアルに則った運営であった。

4) 電子入札システムの導入状況

- ・ 電子入札は、平成15年4月21日から各地方整備局等において全面実施。各地方整備局等とも、参加者が順調に増加し電子入札が普及していることが窺えた。
- ・ 入札に参加した会社数に対する電子入札の会社数の割合が5割前後と、紙と電子の混合入札の割合が高いこともあり、現在の電子入札ではシステム面、運用面で一部に非効率となっている点があった。

5) 工事費内訳書の提出状況

- ・ 「平成15年度の入札契約適正化の徹底のための当面の方策」により、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けて、試行を拡大。公募型指名競争は、一般競争と同様全て、工事希望型競争は5割、通常指名競争は2割の工事において提出を求めている。
- ・ 各地方整備局等とも、担当部署において提出件数が集計・確認され、当面の方策のとおり運用。

(3) その他の官紀の保持

各地方整備局等では職員研修において、各階層の節目となる時点を選んで、服務、倫理等公務員の基本認識を教育。官製談合問題を「官紀の保持のための研修」のなかで取り上げていたのは、北海道開発局及び四国地方整備局。

非違行為として、北海道開発局で平成13年度から14年度にかけて、役務業務に関する代金の詐取及び業者からの収賄事件が発生。北海道開発局は、直ちに特別監査を実施し、不正事案の再発防止の観点から各開発建設部長あて通達を発出し、会計事務の適切な執行の徹底を図った。

2. 提示意見

(1) 入札談合等関与行為防止法の周知

ア 地方整備局等は、入札談合等関与行為防止法等の解釈や入札談合等関与行為を巡る諸事例について知見を有する講師を外部から招聘し、職員向けの講習会等を定期的に行うこと。また、同法の研修等による周知は、今後、本局部長、事務所長を始めとする管理職はもとより事務系・技術系問わず全職員に対して行われるよう努めるべきで

ある。

イ 地方整備局等は、事務所等における入札談合等関与行為防止法等の職員への周知徹底方策の指導・助言を行うとともに、監査制度等を利用して事務所等による周知徹底の状況を確認すること。

(2) 入札契約適正化法等に基づく談合等の防止

ア 地方整備局等は、職員の事務の負担を少しでも軽減するために、電子入札への対応が遅れている業者に対して一層の普及促進を図ること。

イ 地方整備局等は、担当者が効率的に工事費内訳書の確認を行えるよう、確認にあたっての視点や事例情報の共有等、担当者の資質向上に向けた方策の一層の充実を図ること。

ウ 地方整備局等は、寄せられた談合情報の中に職員の関与に関するものが含まれていた場合には、通常以上に厳正的確に対応すること。

(3) その他の官紀の保持

ア 地方整備局等は、公務員の服務、倫理は全職員が基本認識として当然備えるべき重要なものであることから、職員研修においては、各階層に応じてきめ細かに繰り返し教育できるよう、職員の研修間隔を考慮し、より多くの研修コースで重点をおいて取り上げるとともに、服務・倫理等公務員の基本的認識に係る研修科目の中に入札談合等関与行為防止法の徹底に係る研修内容を盛り込むこと。

3. 推奨事例

(1) 工事費内訳書の表計算ソフトを応用したチェック

関東地方整備局では、提出された工事費内訳書をチェックする際、エクセルなどの表計算ソフトを利用して、事務の効率化を図っていた。また、チェックの方法やどのような疑義事実が発見されたかなどについて、経理担当課長会議において報告するなど、各担当者に常に新しい情報が提供されるよう配慮がなされていた。

(2) 職員研修における服務、倫理等の科目の充実

東北地方整備局では、局の主催する職員研修の全てのコースに服務、倫理等の時間を設けて、職員に対し研修の都度、服務、倫理等公務員の基本的認識を再確認させていた。

地域のニーズを踏まえた地方運輸局と地方整備局等との統合効果のある施策連携等の取組みの状況

(監察内容)

昨年度に引き続き、両地方局が連携をすることにより適切な施策展開が期待される事項や本省より両局が連携して実施することが求められている事項について、縦割りではなく、包括的かつ適切、迅速に実施しているかとの観点から、国土交通行政の質の向上を目的として調査を実施。

1. 報 告

(1) 地域のニーズに応じた各種連携の取組み

調査の結果、各局とも多様な政策テーマにおいて、共同事務を実施しており、今回の調査ではTDM実証実験、公共交通活性化施策、バリアフリー施策の推進などの分野において徐々に成果が上がりつつある状況が見られた。

(2) 観光関連施策の取組み

1) 「観光を活かした地域空間づくり」における連携

全国各地にハード・ソフトの連携により観光を活かした地域空間づくりを進めるため、各地方ブロックごとに複数市町村からなるエリアを1箇所程度選出し、両局で連携して施策を推進するよう、本省から指示をしたものであり、各地方において、調査対象地域の選定、委員の選任等について両局が相互に綿密に調整し、提言を取りまとめている。

2) 「観光交流空間づくりモデル事業」における連携

観光施策の一層の推進を図るべく、先進的な観光交流空間づくりを所管のハードとソフトの事業、施策により総合的、重点的に支援するもので、平成15年9月に全国で8地域を選定した。

(3) 総合的な地域づくりのための取組み

1) 「地方ブロック戦略会議」の推進

地域のニーズに総合的かつ的確に応えていくためには、両局の連携を軸に、他の関係主体も含めて地方ブロックとしての戦略の検討につなげていくことが重要である。

こうした観点から、今年度各地方においてブロック戦略会議が開催されたが、会議の準備等を通じ一層両局の連携を強めることができた。

2) その他の連携を深める場の設定の推進

各地方において、地域づくりに関する懇談会等の場を設置し、各省庁の関係出先機関との間で有機的な連携を進めている。

2. 提示意見

(1) 具体的な連携プロジェクトの更なる推進

ア これまで両局において検討等を行ってきた連携施策について、地域の実情を踏まえつつ、相乗的な効果を期待し得る具体的な連携プロジェクトを更に増やすこと。

(2) より幅広い分野での連携の推進

ア 両局で実施中の施策や課題等について総合的かつ実務を含めた多様なレベルで情報・意見交換を定期的に行う体制を強化すること。

イ 従来単独の局で施策を実施してきた行政分野においても、他局との情報・意見交換等を通じてより多角的見地からの検討を行い、様々な形で積極的に協力することにより総合的で質の高い施策展開につなげていくこと。その際、対等な関係に限定することなく、より有機的な様々な形で協力していくこと。

ウ 両局の連携を軸に、他の省庁の地方支分部局等とも有機的な連携を更に進めていくこと。特に、観光振興のような総合産業については、地方公共団体や他省庁等ともより積極的な連携を図ることにより地域の活力の創出に貢献していくこと。

エ 「地方ブロック戦略会議」をはじめ、地方公共団体、経済界、学識経験者等と総合的・定例的に意見交換する場の一層の充実を図ること。

3. 推奨事例

(1) 地域のニーズに応じた各種連携の取組みの事例

TDM実証実験を活用した取組みの事例として、東北運輸局及び東北地方整備局が、平成14年2月より仙台市都心部において実施してきた「100円パッ区（特定区間のバス運賃を100円とするもの）」「テラス型バス停の導入（バス停を車道にせり出して設けることにより利用しやすくするもの）」等の施策が挙げられる。この実験により、都心部のバス利用者が施行前より約5割増加した他、テラス型バス停へのバス以外の駐停車が半分以下に減少した。実証実験終了後、平成15年10月より「100円パッ区」は対象エリアを拡大の上、本格的に導入される等、公共交通の活性化に向けて一層の進展をみているところであり、今後も施策の一層の成果が期待される。

公共交通の活性化に向けた取組みの事例として、関東運輸局及び関東地方整備局が、平成17年秋のつくばエクスプレスの開業を控えて、平成15年8月より都県ごとに「つくばエクスプレスアクセス等連絡会」を開催している。関係者相互における事前の情報交換を緊密に行うため、両局が各都県ごとに、関係のバス事業者、駅周辺の面的整備事業者等に対し、準備状況等の情報を提供する他、駅前広場や駅連絡バス運行予定路線の道路の整備、路線開設の要望等を開業前に直接話し合うための場を設けることとなり、今後の成果が期待される。

公共交通の活性化を具体的な社会資本整備事業の総合的な実施と結びつけた事例とし

て、中国運輸局及び中国地方整備局が平成12年度より取り組んでいる「横川駅前交通結節点改善事業」が挙げられる。本事業は、国道敷の路面電車停留場を駅前広場に移設することにより、利用者の安全の確保とJRとの乗換えの利便性の向上を図るとともに、併せて国道の渋滞緩和を図るもので、JR駅舎・バス停等を移設し、直轄国道の交差点改良を実施するという大規模な事業である。両局の連携により効率的に事業に取り組み、平成15年3月には停留場を移設し、同年8月にはJR新駅舎が完成し、供用が開始されている。現在、残る駅前広場を整備中であり完成後には、今後の公共交通の利用者の増加及び交通渋滞の緩和が期待される。

(2) 観光関連施策の取組みの事例

観光施策における連携の取組みの事例として、四国運輸局及び四国地方整備局における、高知県東部を対象として土佐くろしお鉄道「ごめん・なはり線」を中心とする調査委員会の開催や運営を挙げることができる。両局は、安芸駅及び奈半利駅における臨時観光デスクの設置や地域住民によるヤ・シィパーク活用を考えるワークショップの開催等に積極的に参画するとともに、高知県東部版「交流の達人データベース」の作成のための調査等を両局で連携しつつ実施してきた。また、調査委員会の提言を取りまとめた以降も、両局の主催により、平成15年5月に「列車でGO！ 高知県東部地域の観光まちづくり移動フォーラム」などのイベントを開催した。このようなワークショップや実証実験等により、広域的横断的な協働・連携のしくみが育ちつつあり、地域の活性化に向けてのさらなる成果が期待される。

地方整備局建政部等を中心とした地方支分部局へ権限の一部を委任したことに伴う事務の合理化・効率化の状況

(監察内容)

平成13年1月の国土交通省発足に伴い、従前は直轄事業の執行、管理が中心であった地方支分部局に、本省で行われていた事務の一部が新たに委任され、地方整備局に建政部、北海道開発局に事業振興部が設置されたところ。本監察では、発足から3年目となるこの時点において、建政部等が行っている事務のうち、建設業・都市・住宅行政について、事務の合理化・効率化が図られているか、地方公共団体との連絡・調整などが十分図られているか等について監察を実施。

1. 報 告

(1) 総 論

建設業、都市、住宅等の窓口機能を中心とする各種業務は、二重行政の排除を含め、地方公共団体からは概ね好意的に受け入れられており、特に大きな問題は認められなかった。また、現地の状況や地域の実情を把握していることや、地方公共団体などが親しみをもって問合せできる点も、評価できると考えられる。

(2) 建設業

1) 建設業関係事務の実施体制、研修等

建設業関係事務に関しては、組織、人員等実施体制は、円滑な事務執行のうえで適切なものであり、事務担当職員の習熟のための教育・研修の実施状況も国土交通大学校による建設産業関係の研修に職員を参加させるほか、地方整備局等においても、建設業（建設産業）研修を実施しており、適切に取り組んでいることが認められた。今後とも、適切な人員配置と人材の育成は、一体不可分のものとして建設業関係事務の円滑かつ適正な執行を図る上で、十分配慮していくことが必要。

2) 建設業許可等事務の実施状況

建設業法に基づく許可を受けている業者数は、平成14年度末で552,210業者あり、その内、国土交通大臣許可に係る建設業者数は、10,630業者である。

地方整備局等は、管轄区域内に主たる営業所（本店）を有する建設業者に係る許可等事務を処理しているが、建設業許可に係る事務処理は、データ入力作業を外部委託化すること等合理化が図られた結果、標準処理期間（120日）以内におおむね処理されており良好であった。許可事務に関しては、事務処理に著しく長期間を要したものについて、補正指示などの経過の記録がなされていないものがみられたので、手続の透明性確保等のため今後は改善が望まれる。

経営事項審査事務の処理についても、地方整備局等においては、データ入力作業を外

部委託化すること等合理化が図られ、結果として、おおむね1ヶ月程度で適切に処理されていた。

3) 建設業者に対する指導・監督の状況

建設業者に対する監督処分は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日付総合政策局長通知）に基づき行われる。監督処分の契機となるものは、新聞等情報や、入札契約適正化法による通報等様々であり、調査を実施した地方整備局等においては、これらの情報を得て、都道府県担当部局とも連携をとりつつ、適時、的確に監督処分を行っていることが認められる。また、建設業者の営業所や工事現場への立入検査についても、必要に応じて施工体制等調査指導班として実施される等適切に実施されていた。監督処分結果の公表についても、営業停止以上の監督処分を行ったときは、官報に掲載するほか、記者発表（資料投込み）を行うとともに、地方整備局等のホームページにも登載して情報公開している。

なお、平成15年10月20日からは、「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」が稼働開始し、都道府県知事許可に係る建設業者に関する監督処分情報も順次公開されるようになり、公開される情報の範囲がより広がった。

4) 管内都道府県等との連絡・調整の状況

参考調査を実施した道県では、建設業法の解釈・運用に関する疑義等は、事務委任後は、地方整備局等に照会することにより、より迅速かつきめ細かな回答、助言が得られるようになったことを高く評価している。現地調査を行った地方整備局等では、ブロック監理課長等会議を主催するほか、実務担当者レベルでも「建設業事務担当者会議」などの名称の会議に参加するなどにより、積極的に情報交換や意見交換に努めていることが認められた。

5) 建設業行政に係る政策課題への対応等

建設業行政に関する政策課題である、建設業再生に向けて、地方整備局建政部等に「中小・中堅建設業者相談窓口」を今年度から設置するほか、各ブロック毎に建設産業関係機関が相互に情報交換等を行う場として、建設産業再生協議会が設置され、活動を開始している。

(3) 都 市

1) 地方公共団体に対する窓口機能

地方整備局等は、地方公共団体に対する窓口として、限られた人員の中、地方公共団体の要望に応えるため、計画的な事務手続きを実施するなど、事務の合理化・円滑化に努めていた。

各地方整備局等における都市計画等の事務手続きについては、平均的な処理日数等について、自ら内規を設けると共に、下協議時等にあらかじめ提示、地方公共団体の都市計画審議会等のスケジュールにできるかぎり合わせた期間内での処理に努力、本

協議時の決裁も、極力短縮し回答など、利用者である地方公共団体にとって、利便性が確保され、対応がし易い事務処理に努めていた。

これ以外にも、電子情報による受付簿の管理、四半期毎の申請予定案件等を各地方公共団体より提出してもらい、処理分量の増減等に対応した処理体制等をあらかじめ確保、一括ヒアリング（関係者が一同に集まって地方公共団体の説明を聞く）を実施などにより、地方公共団体及び地方整備局等双方の事務の効率化に努めていた。

2) 地方公共団体の今後のニーズへの対応

都市計画の見直し

成長型経済から長期低迷期に入り、人口推計も域内人口が減少する社会情勢の中、コンパクトシティなど効率的な都市内の施設再配置が求められており、これまで以上に都市計画の適切な見直しが求められるようになる。都市計画決定後、長期間経過した都市計画をどのように変更するのか等については、統一的な対応を図ることができるよう、情報交換を図っていく必要がある。

新しい都市計画制度の適用

近時の都市計画法等の改正により、都市計画区域外における開発行為や建築行為について開発許可申請が変更され、また、準都市計画制度等の新しい都市計画制度が加わった。これらの新しい制度に関する質問や、市町村合併に伴う都市計画の変更手続きについての質問など、地方公共団体からの質問等に迅速かつ的確に答えられる体制づくりが望まれる。

研修の充実

地方整備局等が実施している都市・住宅関係の事務に関する職員研修のうち、一部の研修には、地方公共団体の職員も参加していた。まだ実務経験の少ない地方整備局等の担当者にとって、身近に考え方や周辺状況を理解し合った上で共通する課題について深く相談し合う相手が存在することは貴重である。今後、制度改正など最新の情報・論点を加えつつ、研修内容を一層充実させ、地方公共団体等他の機関からも参加希望が寄せられる研修を目指していくことが期待される。

3) 都市計画法大臣同意等の事務及び基準

都市計画関係法令、都市計画運用指針以外に、同意等に関する事務についての具体的な基準等を、地方公共団体や部内担当者向けに整理したものは、調査した地方整備局等では作成されていなかった。一方、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2には、国等の機関が同意等を行う際には、その基準を作成し、あらかじめ公表しなければならないと定められている。参考調査を実施した道県においても、内容の差異はあったが、市町村における都市計画決定に対する知事同意等の基準を作成し、公表していた。

実際の事務においては、都市計画運用指針に記載されている事項（指針そのものには、

同意等の判断基準そのものではないことが明記されている)や、国土交通大学等での認可等事務に係る講義テキスト(例:街路事業の認可と訴訟事例)を活用していたが、いずれも、部内向けの取扱いであり、同意等の原案を作成する各地方公共団体側に具体的に示されているものではない。円滑な業務の推進には、原案の作成者がその手続きの意図、目的及び実際の審査内容等に対応した申請書類等を作成できるかどうかが大きく影響するものであり、これに対する対応が業務の効率化にも寄与すると考えられる。

4) ITを活用した情報の受発信状況

地方整備局等においては、ホームページに建政部等のページを設け、事業等の普及に努めてきている。

また、北海道開発局では「まちづくりメールニュース」、東北地方整備局では「まちすまネット」、関東地方整備局では「まちネット」、中国地方整備局では「建政部メールマガジン」、四国地方整備局では「都市メールマガジン」で、地方公共団体や各団体・個人など会員を組織し、メーリングリストにより、定期的に、中央及びその地方での所管事業に関する情報を提供している。

地方公共団体からは、中央での最新情報や、他の地域での様々な新しい取組みに関する情報が不足しているという指摘もあり、地方整備局等の役割として、所管事業に関する総合的な窓口としての機能を高め、信頼を得て、各種の相談にも応じられるよう、今後とも、幅広い情報の収集と、わかりやすく整理された情報の提供等に努めることが、望まれる。

(4) 住 宅

1) 事務合理化、二重行政排除の取組み

公営住宅整備事業の補助申請、技術審査等の事務の実施状況については、従来から審査等が大幅に合理化されており、地方公共団体側の都合にも十分配慮しながら、円滑に申請の受理および審査等がなされていると認められた。

今後とも、関係地方公共団体と緊密な連携を図りながら事務の合理化・効率化に一層努めていくことが望まれる。

2) 住宅行政に係る政策課題の推進状況

公営住宅整備事業に係る国と地方の対話の推進状況をみるために、主な政策課題が各事業主体において、どの程度の進捗が図られているかという観点からの調査を実施した。

各建政部等の協力を得て、主要な政策課題の実施状況を人口5万人以上(関東は10万人以上)の216地方公共団体に限って調査した。

調査にあたっては、国の事業執行方針のうち8つの政策課題(福祉、世帯、民活、性能、健康、計画、既設、リモデル)を選び出した。

重点的な政策課題の「ストック総合活用計画の策定」(計画)、「シックハウス対策の実施」(健康)、「住宅性能表示制度の活用」(性能)は、かなりの進捗が見られた。

建政部等による各地方公共団体に対する働きかけが相当の効果を挙げているものと考えられる。

政策課題別の実施状況（全体）

	福祉	世帯	民活	性能	健康	計画	既設	リモテ
実施済	35%	23%	23%	50%	62%	75%	15%	8%
未実施	31%	39%	42%	10%	2%	3%	38%	44%
非該当	35%	38%	35%	40%	37%	21%	47%	48%

各政策課題が円滑に進捗されるよう、地域の実情にも配慮しつつ、今後、建政部等では各都道府県とも連携を図りながら取り組んでいくことが重要である。

3) 地域特性に応じた独自の取組み

住宅をめぐる課題については、地域によってかなり実情が異なることから、全国一律の施策のみならず、地方公共団体や国土交通省地方運輸局、他省庁支分部局、NPO等多様な主体と連携しながら地域ごとの独自の住宅政策の芽を育てていくことも重要である。住宅行政全般について、地域との関わりや対話を深めていく必要があると考えられる。

建政部等による「住宅ビジョン」の策定は、各道県・政令市より国と地方が同じテーブルでさまざまな政策課題について議論できたことを高く評価する声が多かった。

各地方整備局等における「住宅ビジョン」の策定状況

主体・時期	名称
北海道開発局 平成15年4月	北国の住宅ビジョンー住まいとまちづくりの連携をめざして
東北地方整備局 平成14年9月	東北住宅ビジョンー「強く美しい東北」を目指して
関東地方整備局 平成14年6月	関東甲信地方の住まいと居住環境の再生ビジョン
中国地方整備局 平成14年8月	中国地方の住まいと地域再生のビジョン
四国地方整備局 平成14年9月	四国地方の住宅整備基本方針ー住まいづくりビジョン

2. 提示意見

(1) 事務の合理化・効率化の更なる推進

ア 地方整備局等は、建設業許可事務の地方委任の効果が一層発揮され、事務が合理的かつ効率的に処理されるよう、国土交通大臣に係る建設業許可事務の工程管理（進行管理）において、都道府県知事における経由事務処理も含め一貫した工程管理が行えるよう、都道府県担当部局との連携を密にし、行政手続法第6条に規定する標準処理期間内で処理が終了するよう努めること。

イ 地方整備局等は、建設業の許可等事務に関して、提出書類の統一化、事務処理の標準化を図り、より効率的・合理的な処理を推し進めること。

本省担当部局は、そのための指導・助言を行うこと。

ウ 地方整備局等は、都道府県の都市計画決定に対する同意等に関する基準を作成し、明示すること。

本省担当部局は、そのための指導・助言を行うこと。

(2) 情報の交錯点としての役割の強化

ア 地方整備局等は、他の地方整備局等との連携や情報の共有化を一層図ること。

イ 地方整備局等は、ITを活用した情報の受発信に一層努めること。

(3) 政策課題への対応

ア 地方整備局等は、地域の個別課題もきめ細かく汲み上げつつ、国の政策課題の実現へ向けて一層努力すること。

本省担当部局は、地方整備局等に対して必要な情報を的確かつ十分に提供するよう努めるとともに、必要な予算、人員の確保にも配慮すること。

3. 推奨事例

(1) まちづくり・すまいづくり出前相談室の活用等

関東地方整備局では、任命されたアドバイザー（都市、公園、住宅調整官）が、「まちづくり・すまいづくり出前相談室」と銘打って、積極的に各地方公共団体へ月1, 2箇所づつ相談や情報交換に巡回している点は、良い取組みであり、高く評価できる。また、四国地方整備局では、管内市町村等を対象にまちづくりに対する助言や構想策定（課題整理、計画立案、これにかかる住民参加ワークショップの企画・開催）等への支援を行う「まちづくり相談員」の派遣業務を試行的に実施し好評を得ており、今後とも継続的な取組みが期待される。

今後はさらに、各地方整備局等におけるこれらの相談の中で得られた成果を、他の地方公共団体等へも普及させるため、相談者に了解を取った上で、Q & A集等に取りまとめ、インターネット上で公開するなど、知識、ノウハウの普及に努めることが望まれる。

(2) 事務手続きの効率化に資するマニュアルの作成・活用

関東地方整備局では、埼玉県の浦和市、大宮市、与野市がさいたま市として合併される際、都市計画法に関連した様々な手続きが一度期に集中し、対応に追われた実務的経験について、今後の参考とするため、「市町村合併に伴う都市計画決定・変更手続きについて（さいたま市の事例）平成14年3月」を作成している。手順及び時期、所要期間等も明らかにされているため、各地方整備局等においても、有用な資料となるものと考えられる。このように、ある地方整備局等が作成した手引き書（経験等を記した報告書を含む。）等を、各地方整備局等にも配布、共有することは、共通する課題に対する時宜を得たマニュアルとして、業務の改善、効率化に大きな効果が期待される。

(3) 申請受理台帳のシステム化等

関東地方整備局においては、公営住宅整備事業に関して受理した申請書類等の台帳管理等をシステム化する試みを推進し、また、当地方整備局が中心となって、住宅局事業の交付申請書等の様式の統一化に向けて国土交通本省との協議をはじめようとしている。

このような委任に係る業務の事務合理化・効率化のノウハウや先進的な事業推進に係る知見等を、他の地方整備局等とも共有・連携を図りながら整理・蓄積し、全国的な建政部行政のより一層のレベルアップにもつながるような役割を果たしていこうとする前向きな姿勢が見られ評価できる。